

## Ⅱ 国庫補助事業の実施に係る提出書類一覧

No.	提出書類		提出時期	提出先
	様式	あて先	取扱い等	提出部数
①	<b>水道施設整備費国庫補助金概算要望書</b>		知事が定める日まで	管轄保健所 3部
	簡水等作成要領 様式1ほか	北海道知事	「Ⅳ. 補助金申請書及び実績報告書の作成要領」	
	水源等作成要領 様式1ほか	北海道知事	簡水：手引きP.17、水源：手引きP.34	
②	<b>水道施設整備費国庫補助金要望書</b>		知事が定める日まで	管轄保健所 4部
	簡水等作成要領 様式1ほか	北海道知事	「Ⅳ. 補助金申請書及び実績報告書の作成要領」	
	水源等作成要領 様式1ほか	北海道知事	簡水：手引きP.17、水源：手引きP.34	
③	<b>国庫補助交付申請書</b>		知事が定める日まで	管轄保健所 3部
	簡水等取扱要領第5の1 別紙様式(1)	厚生労働大臣	「Ⅳ. 補助金申請書及び実績報告書の作成要領」	
	水源等交付要綱第7の1の(1) 別紙様式1	厚生労働大臣	簡水：手引きP.21、水源：手引きP.36	
④	<b>契約状況・請求予定報告</b>		年度当初に別途指定する日まで	管轄保健所 (メール)
	手引きP.74	環境政策課水道G		
⑤	<b>補助金請求書</b>		交付決定以降で債務が発生した時	環境政策課 2部
	「Ⅵ. 補助金の請求」 手引きP.63	官署支出官	保健所を経由せず、直接環境政策課に提出すること。	
		北海道会計管理者		
⑥	<b>中間(竣工)検査結果報告書</b>		中間(竣工)検査当日	検査員分
	手引きP.52		検査日に検査員に提出すること。	
⑦	<b>事業実績報告書</b>		事業完了の日から1箇月を経過した日又は補助金請求事務取扱で指定された日のいずれか早い日まで	管轄保健所 2部
	簡水等取扱要領第10の1 別紙様式(2)	北海道知事		
	水源等交付要綱第12の1の(1) 別紙様式8	北海道知事		
⑧	<b>会計検査用調査票</b>		実績報告書提出時	管轄保健所 2部
	手引きP.33	環境政策課水道G		
⑨	<b>国庫補助金仕入れに係る消費税等相当額報告書</b>		補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ税額控除が確定した時	管轄保健所 3部
	簡水等取扱要領第10の4 別紙様式(6)	厚生労働大臣		
	水源等交付要綱第14の1 別紙様式6	厚生労働大臣		

札幌市、小樽市、函館市、旭川市、石狩西部広域水道企業団においては、上記に関わらず全ての書類について、直接、環境政策課あて提出すること。

管轄保健所は、上記書類等を受領したら（②については管内分を取りまとめのうえ）、遅滞なく環境政策課あて進達すること。

保健所から環境政策課への提出部数については、次のとおりとする。

上記②⇒ 3部、 ①、③、⑨⇒ 2部、 ⑦、⑧⇒ 1部

注) 簡水等作成要領：各年度の簡易水道等施設整備費国庫補助要望書作成要領

水源等作成要領：各年度の水道水源開発等施設整備費国庫補助要望書作成要領

簡水等取扱要領：簡易水道等施設整備費国庫補助金取扱要領

水源等交付要綱：水道水源開発等施設整備費国庫補助金交付要綱

補助金請求事務取扱：各年度の水道施設整備費国庫補助金及び水道施設災害復旧費国庫補助金請求に係る事務取扱（例年交付決定前に環境政策課水道整備係から通知。）